

船橋市立豊富小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年度

〇はじめに

平成25年6月28日、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、いじめの防止等のための対策は学校の内外を問わず行わなければならないことを基本理念として、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）が公布された。（平成25年9月28日施行）

本法の目的は、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針といじめの防止等のための対策の基本となる事項を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することにある。また、法13条に「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」と規定されている。

したがって、法13条の規定により、国、県、市のいじめ防止基本方針を参酌し、本校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

その際、次の三点の認識をもつことが不可欠である。

一点目は、いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうるということ。

二点目は、いじめは卑怯な行為であり、人間として絶対に許されないこと。

三点目に、教職員等の不適切な認識や言動が、いじめの発生を許し、深刻化を招くことがある。

また、いじめを加害者・被害者の二者関係で捉えるのではなく、無秩序性や閉塞性といった学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、いじめを面白がったりはやし立てたりする「観衆」の存在、いじめの周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在に注意を払い、いじめを集団全体の問題として捉えて、いじめを許容しない雰囲気を醸成する視点をもって、日々の教育活動にあたる。

（いじめの定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止)

児童はいじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの未然防止

- ・ 道徳教育及び体験活動等の充実
- ・ 児童が自主的に行ういじめ防止に資する活動に対する支援
- ・ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発等

- ・ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、生徒指導の機能を生かし全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動、異学年活動等の充実を図る。
- ・ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動（児童会活動：あいさつ運動・縦割り班活動）に対する支援を行う。
- ・ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、毎月の生徒指導全体会において全職員で情報交換、問題行動への対策等を実施する。

②いじめの早期発見のための措置

- ・ 在籍する児童等に対する定期的な調査等
- ・ いじめに係わる相談を行うことができる体制の整備
- ・ 教職員の学校生活の中での観察の強化
- ・ 教職員間、家庭・地域との連携を強固なものにするための措置

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年間三回実施するとともに意見箱の設置等、その他の必要な措置を講ずる。（6月・11月・2月にアンケートを実施する）
- ・ 調査結果を学級担任が調査し、集計する。そのとき、いじめをうけていると回答した児童には、担任との個人面談を行う。また、集計結果と全児童分のアンケート用紙を生徒指導主任が確認し、管理職に報告する。
- ・ 児童及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるよう教育相談体制の整備を行う。
- ・ 教職員全員が、担任（担当）学級だけでなく、学校や学年の広い視野でいじめられている形跡や情報がないか意識的に観察する。些細なことでも複数で対応し、情報交換に努める。
- ・ 児童がいじめを認識しながらこれを放置することがないように、直接いじめに関与しない「観衆」「傍観者」への指導や担任や担任外の教職員に話しやすい環境に努める。
- ・ 毎月の生徒指導全体会で、教職員間の共通理解を図る。また、家庭・地域からの情報にも耳を傾け、連絡があり次第、管理職や生徒指導主任等に連絡をし、対策を講じる。その際、時系列でメモを取り、詳細を明記しておく。

③いじめの防止等のための対策（従事する人材の確保及び資質の向上）

・いじめの防止等のための対策に関する研修の計画的な実施

- ・いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。（生徒指導全体会含む）
- ・学校の取組や学校内でのいじめアンケート調査についてなどを地域、保護者に必要に応じて発信する。その際、地域での見守り活動（スクールガード等）や PTA 活動（郊外部の登下校の見守りなど）による登下校の見守りへの協力を要請する。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるようにするための必要な啓発活動を行うものとする。
- ・インターネットを使用する上での情報モラルを児童及び保護者が理解できる体制の充実
- ・インターネットを通じて行われるいじめに関して、関係機関との情報交換や連携の強化

- ・インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等、又はその保護者は、当該いじめに係わる情報の削除を求める。
- ・高学年を中心に学校での情報教育の中で、情報モラルについての指導を行う。
- ・保護者や教職員など身近な大人が、児童の携帯電話やインターネットの利用の実態を十分に把握しておらず、また、保護者や教職員によりネット上のいじめ（※注1）を発見することが難しいため、児童との会話などから実態の把握や効果的な対策を講じることができるよう、校外研修に参加したり、校内研修を必要に応じて企画したりする。

※注1：ネット上のいじめの様態は次のようなものがあります。

- ・パソコンや携帯電話から SNS 等に特定の子供に関する誹謗・中傷を書き込む。
- ・SNS 等に実名や個人が特定できる表現を用いるなど、個人情報無断で掲載する。
- ・特定の子供の悪口や誹謗・中傷を不特定多数の携帯電話等に SNS 上に送信する。）
- ・ネット上で特定の子供になりすます等の行為。

（2）いじめの防止等に関する措置

①学校におけるいじめの防止等における対策のための組織の設置

- ・複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置く。

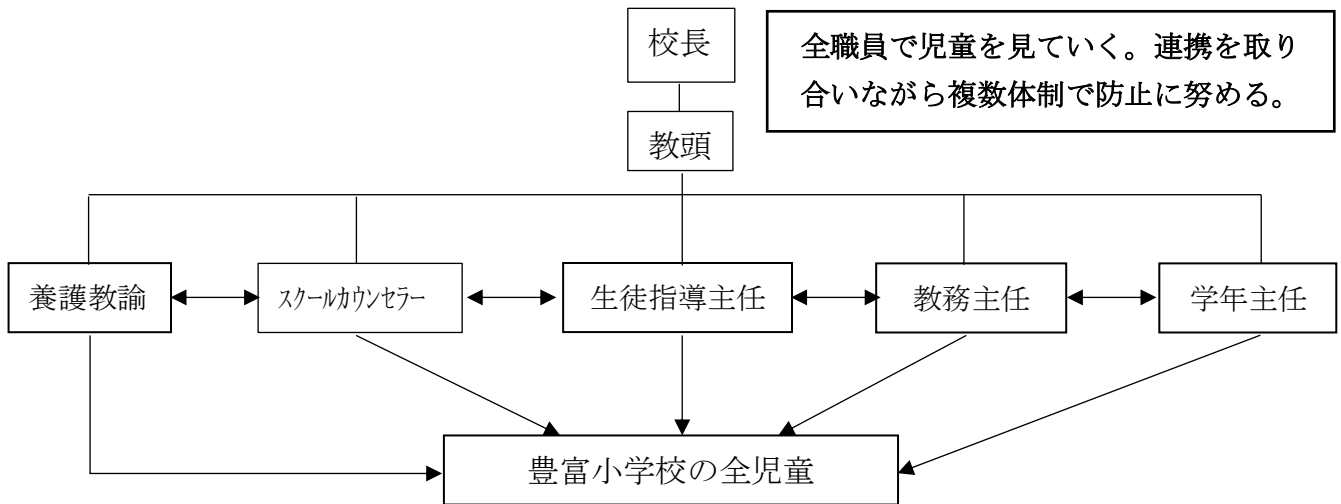
- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

【構成員】 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・スクールカウンセラー・学年主任

【活動】 アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。いじめ事案に対する対応に関すること。

【開催】 毎月第一週目に行われる生徒指導全体会を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

船橋市立豊富小学校におけるいじめの防止等における対策のための組織（構成員）



②いじめに対する措置

- ・いじめに係わる相談を受けた場合の事実の有無の確認を行うための措置
- ・いじめを受けた児童・保護者といじめを行った児童・保護者への措置
- ・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要な措置
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないための必要な措置
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめに対する措置

- ・いじめに係わる発見・通報を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行い、記録をとっておく。その際、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ・指導後は当該児童等の観察を怠ることなく、組織で情報交換をするなど、継続的な指導を行う。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害（※注2）が生じた疑いや、相当の期間（30日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報

を適切に提供する。

※注2：重大な被害とは、いじめを受けた児童の状況に着目して判断し、次のケースが国の基本方針において想定されています。

- ・児童が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価にいじめ防止に関する評価項目を設定し、PDCA サイクルによるさらなる改善を図る。

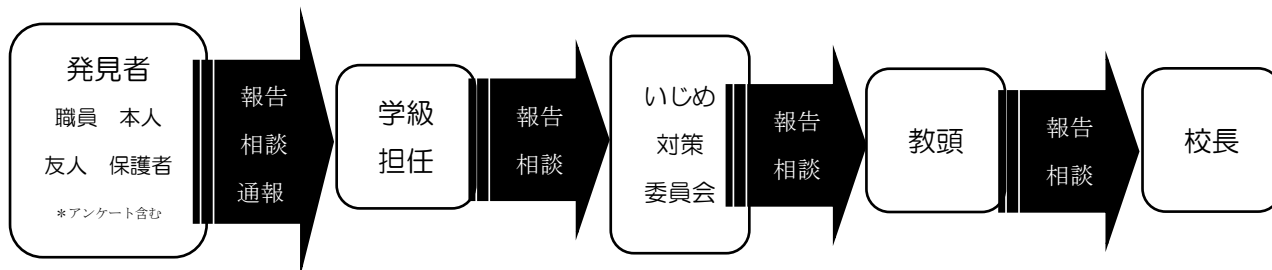
3 いじめ防止等のための具体的な活動事項

時期	活動内容 (●：職員 ○：児童 ◇：保護者)
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●「学校いじめ防止基本方針」実施のための年間計画の検討 ・本校年間計画を基に、生徒指導部会（教育相談・特別支援教育）、教科部会（特に道徳・学校人権教育）、特活指導部（児童会活動）において「いじめ防止」に関する内容の確認を行い加除訂正することで、今年度の「学校いじめ防止基本方針」を決定する。 ●いじめ対策委員会 「学校いじめ防止基本方針」年間計画の策定及びHP での公表 ●「学校いじめ防止基本方針」に関する研修 ・今年度の「学校いじめ防止基本方針」から職員の共通理解を図り、組織でいじめの防止に取り組む具体的な内容を決定する。 ◇学級懇談会 保護者への「本校いじめ防止」についての説明と啓発に努める。 ○1年生を迎える会 異学年交流活動を通して思いやりの心を育む。 ○避難訓練 協力する心を育む
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○芋の苗植え 異学年交流活動を通して思いやりの心、協力する心を育む。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○校内音楽会 全学級の合唱発表を鑑賞することで、情操を養い思いやりの心を育む。 ○一宮宿泊学習協力する心を育む ◇引渡訓練 児童の安全を図るとともに、保護者が学校に来ることで、職員との連携を深める。 ○◇生活アンケート いじめ早期発見
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○校外学習 協力する心を育む ◇個人面談 保護者との連携 ●いじめ対策委員会 生活アンケートの集計結果についての検討・対策 ○人権教室
8月	<ul style="list-style-type: none"> ●職員研修
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○校外学習 協力する心を育む ○◇授業参観 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○校外学習 協力する心を育む ○修学旅行 協力する心を育む ◇個人面談 保護者との連携 ○収穫フェスティバル 異学年交流を通して思いやりの心、協力する心を育む。

1 1月	○◇運動会 協力する心を育む・保護者の参加協力 ○◇生活アンケート いじめ早期発見
1 2月	●いじめ対策委員会 生活アンケートの集計結果についての検討・対策 ○校外学習 協力する心を育む ○マラソン記録会 目標に向かって努力する心を育む ●学校評価アンケートを保護者に配付 集計・分析
1 月	○避難訓練（体験） 協力する心を育む ○校外学習 協力する心を育む
2 月	○6年生を送る会 感謝の気持ちを伝える ●学校評価アンケート 結果報告 ○◇授業参観・懇談会 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開 ○◇生活アンケート いじめ早期発見
3 月	●いじめ対策委員会 生活アンケートの集計結果についての検討・対策 ○卒業式 お世話になった6年生に感謝の気持ちを伝える
年間	○教育相談日 ○いじめ相談窓口についての周知 ○◇スクールカウンセラー（週1回）児童の相談・保護者の相談 ○◇スクールカウンセラー便り ●特別支援教育の必要な児童への支援 関係機関との連携 ●職員会議・生徒指導、特別支援全体会・学年会・ブロック会・教科部会 ●○道徳人権教育（道徳） ●○総合的な学習の時間 ●○学級会活動
児童会	○あいさつ運動 ○縦割り班活動 ○「いじめゼロ宣言」に関する取組

4 いじめの相談・通報について

(1) いじめを発見した時（緊急時には、速やかな対応が必要なため下図のようにはならない）



※ 事実確認 → いじめの防止・再発防止 → いじめを受けた児童・保護者への支援

いじめを行った児童への指導・保護者への助言

(2) 重大事案が発生した場合

